

令和五年三月三十一日付け広島県報（号外）第十七号に登載の広島県選挙管理委員会告示第二十七号（広島県議会議員一般選挙の選挙運動費用の支出金額の制限額）の一部を次のように訂正する。

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

ページ	行	正	誤
二	(別表)の表金額の欄の一五	7,114,600	7,114,800